

日本クルーズ客船株式会社旅行条件書

お申し込みいただく前に必ずお読みください



(10)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他、応募旅行者数が募集予定数に達したとき、当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

4 お客様が出発までに実施する事項

(1)旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

①旅券（パスポート）：海外のコースには旅券が必要です。有効期間につきましてはパンフレットに記載します。

②査証（ビザ）：海外のコースの訪問国によりましては、査証が必要な場合があります。内容につきましてはパンフレットに記載します。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行については、取扱店が渡航手続料金をいただいてお受けいたします。

(2)保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために」ホームページhttp://www.forth.go.jp/でご確認ください。

(3)海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ：www.anzen.mofa.go.jp」などにてご確認ください。

(4)渡航先に「海外危険情報」発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更または解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取り止められると当社は所定の取消料をいただきます。

5 旅行代金の支払い

第2項の旅行契約成立時点以降、当社が定める所定の期日までに旅行代金をお支払いください。

基準日以降にお申し込みされた場合、申し込み時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただけます。

6 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した船舶等の交通機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。）を含みません。）

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の運賃・料金

(3)旅行日程に明示した宿泊・食事・観光・船内イベント参加費用

(4)手荷物の運搬料金

お一人様スーツケース 1 個分の手荷物の旅行日程中の運搬料金（重量は身の回りを含めて 30 kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって、また、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。）なお、宅配便の料金は除きます。手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関に運送委託手続きを代行するものです。以上の諸費用は、お客様のご都合により、一部ご利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれないもの

パンフレットに明示した旅行代金には、第6項のほかは含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）

(2)飲料代、クリーニング代、電報・電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

(3)疾病、傷害に関する治療費およびそれに伴う諸費用

(4)集合地までおよび解散地からの交通費、宿泊費、食事代その他個人的費用

(5)希望者のみ参加する各寄港地でのオプションルツアーの旅行代金

(6)ご希望によりお一人部屋を利用される場合の追加料金

(7)渡航手続き諸費用（旅券印紙代、査証料、渡航手続取扱料金等）

(8)任意の旅行保険料並びに携帯品保険料

(9)船室クラス変更による追加代金

(10)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料

(11)日本国外の空港税・出国税等及びこれに類する諸税

(12)運送機関の課す付加運賃・料金

8 契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても次の場合は、旅行代金の額を変更いたします。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地の変更等）、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

9 旅行代金の額の変更

(1)当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。

(2)（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 1 5 日前にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(3)（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)第8項に基づく契約内容の変更により、旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少または増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(5)運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。なお、その場合旅行契約を解除されたお客様より所定の取消料をいただきます。

10 お客様の交替

(1)お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際交替に要する手数料として 10,000 円をいただきます。なお、取消料が 10,000 円を下回る場合、取消料をもって交替の費用とさせていただきます。

(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。なお、当社は、交替をお断りする場合があります。

11 旅行契約の解除

A 旅行開始前

(1)お客様による解除

(ア)お客様はいつでも次に定める取消料を払って旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取 消 料
	21 日前まで	無料
	20 日前から 8 日前まで	旅行代金の 20%
	7 日前から 2 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日まで	旅行開始日の前日まで	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日まで	旅行開始日の当日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の 100%

〈海外旅行(日本出国時及び帰国時<船舶を利用する 31 日間以上の海外クルーズを除く〉)〉

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取 消 料
	ピーク時の旅行である場合の 41 日前まで	無料
	ピーク時の旅行である場合の 40 日前から 31 日前まで	旅行代金の 10%
	31 日前まで	無料
	30 日前から 3 日前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の 100%
(注) * 「ピーク時」とは 12 月 20 日～1 月 7 日まで、4 月 27 日～5 月 6 日まで、7 月 20 日～8 月 31 日までに旅行を開始する旅行をいいます。		

〈日本出国時及び帰国時<、船舶を利用する 3 1 日間以上で 9 0 日間以下の海外クルーズの場合〉

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取 消 料
	121 日前まで	無料
	120 日前から 91 日前まで	旅行代金の 5%
	90 日前から 61 日前まで	旅行代金の 10%
	60 日前から 31 日前まで	旅行代金の 20%
	30 日前から 21 日前まで	旅行代金の 30%
	20 日前から 3 日前まで	旅行代金の 40%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の 100%

〈日本出国時及び帰国時<、船舶を利用する 9 1 日間以上の海外クルーズの場合〉

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取 消 料
	151 日前まで	無料
	150 日前から 121 日前まで	旅行代金の 3%
	120 日前から 91 日前まで	旅行代金の 5%
	90 日前から 61 日前まで	旅行代金の 10%
	60 日前から 31 日前まで	旅行代金の 20%
	30 日前から 21 日前まで	旅行代金の 30%
	20 日前から 3 日前まで	旅行代金の 40%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の 100%

(イ) 当社の責任とならないローン、渡航手続き上の事由等により、お取り消しになる場合も上記の取消料をお支払いいただけます。

(ロ) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。

(ハ) お客様は次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(ニ) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第 16 項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

(ホ) 第 9 項の 1 の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(ヘ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(ニ) 当社がお客様に対して、第 2 2 項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。

(ロ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(2)当社の解除権

(ア) お客様が第 5 項に記載する期日までに旅行代金を支払われないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し 1 の (ア) に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

(イ) 当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

(イ) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

(ロ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(ハ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(ニ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(ホ) 参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては 13 日目（日帰り旅行については 3 日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては 23 日目（特定日に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

(フ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(セ) 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

